

# DV 防止法が改正

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

されました。

平成20年1月11日から被害者に対する保護命令制度が以下のとおり拡充されました。

## 1 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の対象となります。

配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に加え、生命等に対する脅迫を受けた者も保護命令の申立てができるようになりました。

## 2 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令と併せて、下記の行為を禁止する保護命令を発することができるようになりました。

- ①面会の要求
- ②行動を監視していると思わせるような事項を告げること等
- ③著しく粗野・乱暴な言動
- ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- ⑦名誉を害する事項を告げること等
- ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

## 3 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになりました。（当該親族等の同意が必要）

詳しくは、内閣府男女共同参画局のホームページをご覧ください。  
(<http://www.gender.go.jp/dv/kaiseihou-h200111.html>)

## 「かながわ女性センター 25周年記念フェスティバル」に参加



平成19年11月10日(土)、雨の中、バスにて江ノ島へ。松沢神奈川県知事の挨拶の後、シンポジウム「わたしの行き方・家族のゆくえ」や家族の絆をテーマとした映画「幸福のスイッチ」の上映など様々な催しが行われました。

参加者の多さから男女共同参画社会への関心の高さを感じるとともに、家族について考える良い機会となりました。

## 11月17日ジャスコ秦野店にて女性相談室をPR

### 1人で悩まないで!! 女性相談室があります

相談日：毎月第2、第3、第4火曜日  
時間：10時～正午、13時～15時  
電話相談：専用電話 (83) 1812  
面接相談：予約制  
【予約は市民自治振興課で随時受付 (82)5118】  
相談場所：女性相談室(市民活動サポートセンター)  
【はだのこども館内(旧青少年会館)】

※緊急の連絡は、☎83-0110 秦野警察署生活安全課

### 主な内容

- 公開学習会「映画で考える家族、友情、生き方・・・」
- 市民の日アンケート 調査結果
- DV防止法の主な改正内容(保護命令の拡充)

発行 はだの市民が創る男女共同社会推進会議  
事務局 秦野市役所くらし安心部市民自治振興課市民活動支援班  
秦野市桜町1-3-2 TEL.0463-82-5118 FAX.0463-82-6793  
e-mail siminjiti@city.hadano.kanagawa.jp



## 男女共同参画社会をめざす情報誌

# パートナー

今日はどんな天気だったか覚えていますか？  
「忙しくてそんなこと気にしている暇なかったよ。」という声が聞こえてきそうですね。今の世の中は、大人も子どもも忙しくて、忙しくて・・・。  
でも昔も忙しかった。お父さん、お母さんは、家族のために良く働き、躰には厳しく、子どもはよく叱られた。皆が助け合い、貧しかったが、夢があったように思う。  
着るもの、食べるもの、住まいも豊かになったはずなのに、テレビから毎日のように流れる家族や知人間のトラブルによる事件。ストレスが多い社会の中で心のゆとり、相手を思う気持ち失われてしまったからなのか・・・。  
人は、お互いの辛さ、悲しみ、苦しみの深さが理解できて初めて優しい気持ちになれます。相手を理解するためには、会話をすること、相手のサインをキャッチすることが大切です。ストレスが多い社会だからこそ、お互いを思いやり、助け合う社会でありたいですね。



## 編集後記

菜の花が咲いたとか、そんなニュースもある中、DVへの取り組みは大変重い問題で、委員としても勉強しながら編集にあたりました。何よりも大切なことは、お互いの人権を尊重しあうことだと実感しました。

## 平成19年度広報部員

榎田 勝之(部長)・池田 孝子  
榎本喜美江・清水 妙子・七蔵司 修  
藤本 桂子・宮本 英子・伊藤 広生